

報告第 11 号

臨時代理した事件(名張市教育委員会公印の省略に関する規則の制定)の承認について

名張市教育委員会公印の省略に関する規則の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 6年 4月 4日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

名張市教育委員会公印の省略に関する規則の制定について

1. 制定理由

名張市教育委員会が発出する文書の公印の省略について、行政手続等の簡素化を図ることのほか、オンライン手続への対応を可能とするため、必要な事項を定めるものである。

2. 制定内容

- (1) 名張市教育委員会が発出する文書であって、規則により公印を要するとされているものについては、当該規則の規定にかかわらず、公印を省略することができる。
- (2) (1) の適用除外に係る規定を定める。
- (3) 名張市教育委員会の規則における公印を要する旨の規定について、経過措置に係る規定を整備する。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

名張市教育委員会公印の省略に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の機関が発出する文書の公印の省略について、行政手続等の簡素化を図ることのほか、オンライン手続への対応を可能とするため、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、名張市行政手続条例（平成13年条例第26号）に定めるところによる。

(押印の省略)

第3条 教育委員会の機関が発出する文書であって、教育委員会の規則により公印を要するとされているものについては、当該規則の規定にかかわらず、公印を省略することができる。

(適用除外)

第4条 次に掲げる文書については、前条の規定は、適用しない。

- (1) 法令等（法律若しくは法律に基づく命令（告示を含む。）、三重県の条例等（三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）第2条第1項第1号に規定する条例等をいう。）又は本市の条例をいう。第6号において同じ。）の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定により教育委員会が従う義務を有する各大臣その他国の機関若しくは三重県の機関の指示により、公印を省略できない文書
- (2) 国、他の地方公共団体その他の団体が行う事務のための文書であって、当該団体が公印を要することとしているもの
- (3) 国又は他の地方公共団体の同種又は類似の事務において、押印をすべきこととしており、本市だけが異なる取扱いをすると混乱を招く文書
- (4) 名張市教育委員会公告式規則（昭和29年教育委員会規則第1号）第3条において準用する同規則第2条第2項に定めるところにより告示する文書その他公表事項を公表する文書
- (5) 許認可等の処分に係る文書のうち、特に重要なもの
- (6) 不利益処分（相当する内容のものを含む。）又は法令等若しくは教育委員会の規則に違反する行為の是正を求める行政指導（特に重要なものに限る。）に係る文書（前号に掲げるものを除く。）
- (7) 本市又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書
- (8) 身分を証明する文書その他文書をもって事実を証明し、又は認証する文書
- (9) 教育委員会の機関以外の者の意思表示を必要とする事項に係る文書
- (10) 印影を照合することとしている文書
- (11) 請求書（金銭の支払の請求に係るものに限る。）

(12) 賞状、手交する文書その他教育委員会が必要と認める文書

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の場合において、規則の公印を要する旨を定める規定に基づく様式は、当該規定の改正がされるまでの間、必要な修正を加えて、これを使用するものとする。